

平成14年5月23日
総務省

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種
指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可
- コロケーションに係る上限の設定 -

総務省は、本日、情報通信審議会(会長 秋山 喜久)から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第38条の2第2項に基づき認可申請をした接続約款の変更案に係る平成14年3月27日付け諮問第1063号(別紙1)に対し、諮問のとおり認可することを適当とする旨の答申を受けました(別紙2)。

この答申は、本年3月27日から4月16日まで同審議会が実施した意見聴取及びその後の結果を踏まえて行われたものです。

なお、本件に係る認可は、本日举行予定です。

連絡先 : 総合通信基盤局料金サービス課
(担当: 田中課長補佐、倉澤係長)
電話 : (代表) 03 - 5253 - 5111
(内線5845)
(直通) 03 - 5253 - 5845
FAX: 03 - 5253 - 5848

別紙 1

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 浅田 和男

(上記2社について、以下「NTT東日本・西日本」という。)

2 申請年月日

平成14年3月25日(月)

3 実施予定期日

認可後速やかに実施

4 申請概要

平成13年12月21日の情報通信審議会答申に基づき、NTT東日本・西日本に対し「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関して講ずべき措置について(平成13年12月27日総基料492号)」を発出したが、これに対し別添のとおり接続約款の変更申請があったもの。

別添

1. 上限の設定

- (1) スペース、MDF及び電力について、以下のとおり管理基準値及び配分上限値を設定。
- (2) 管理基準値を下回ったビルをリソース逼迫ビルとし、当該ビルにおいてリソースを配分する場合には、以下1)、2)の条件を満たす場合、配分上限値を上限として配分する。ただし、電力については、6か月以内に更改予定がある場合は、更改により増設される量を含めて管理基準値を設定する。
なお、申込みスペースの1架が基準値(80cm.×80cm.)を超える場合、複数サービスに係る申込みのため配分上限値を超えざるを得ない場合等、特別な事情があるときは、申込者と協議の上、配分上限値の例外として扱うことがある。
 - 1) 申込時に既に確保しているリソースの未竣工分が配分上限値以下であること
 - 2) MDFにあっては、さらに、当該申込事業者が既に確保しているリソースの利用率が過半(50%)を超えていること

	スペース (架 ^{*1})	MDF (端子数 ^{*2})	電力 ^{*3} (kVA)
管理基準値	18	5,000	72
配分上限値	2	1,000	8

*1 利用単位を1基準架(80cm.×80cm.以下)とする。

*2 DSLサービス1回線に相当する設備を1端子とする。

*3 受電設備、発電設備に係る電力容量とする。

2. 情報開示

- (1) 現在ホームページで開示しているMDFの空き端子数及び空きスペースに受電設備及び発電設備に係る空き電力量に関する項目を追加する。
- (2) (1)の各々の項目について、1ヶ月ごとに定期的に更新する。なお、リソース逼迫ビルとなった情報については、速やかに更新する。

別紙 2

(答申)

平成14年3月27日付け諮問第1063号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、別添の当審議会の考え方を踏まえて、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する考え方)。

NTT東日本・西日本において、電力に係る情報のうち、1)各ビル毎の最大電力容量、2)最大電力容量のうち、未使用の電力容量、及び3)保留されているが未割当(未使用)である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、4)未使用量及び5)保留されているが未使用である量について、個別事業者の要望がある場合には、情報開示をすることについて検討を行い、総務省に報告を行うこと(考え方5)

別添

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する考え方

上限の設定

意見1 上限の設定は賛成。 (JT、BBT、KDDI)	考え方1
<p>このたび、コロケーションに係るスペース、MDF及び電力について上限が設定されましたことは、多くの事業者がNTT東西殿のリソースを公平かつ円滑に利用できるような改善が期待でき、事業者の円滑な事業活動に資すると考えますので、概ね賛成いたします。</p> <p>(JT)</p> <p>コロケーションのスペース、MDF及び電力のリソースが逼迫しているNTT東西の局において割当数に上限を設定することは、有限であるリソースを接続事業者適切に配分する基本的な考え方としては、妥当なものだと考えられます。</p>	-

<p style="text-align: center;">(B B T)</p> <p>今般の接続約款変更案は、「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等」に関する接続約款変更の認可(平成13年12月21日付)の答申を受け、所要の変更が行われております。今回の変更案が認可/実施されることによりコロケーションルールに係る手続面において、より一層の公正性が担保されるものと理解しております。</p> <p style="text-align: center;">(K D D I)</p>	
<p>意見2 管理基準値・配分上限値の算出根拠を明示すべき。ビル規模によって管理基準値・配分上限値を設定すべき。</p> <p style="text-align: center;">(J T , B B T , イー・アクセス , K D D I)</p>	<p>考え方2</p>
<p>管理上限値・配分上限値の算出根拠を明示していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(J T)</p> <p>スペース、MDF及び電力の管理上限値と配分上限値の設定根拠が明確ではありません。例えば、MDFの端子数を基準として考えると、管理上限値のスペース及び電力の値は、実際に5,000回線を収容するために必要となるスペース(架数)及び電力の値を大きく上回っており、アンバランスです。管理上限値と配分上限値の設定根拠を明確にして頂くよう要望いたします。</p> <p>上限値の設定ルールは、上限の設定の対象となる局にコロケーションを行う事業者が複数存在することを前提としています。コロケーションを行う事業者が複数存在しない場合に、残りのリソースが管理上限値に達した場合には、配分上限値の適用は不要であると考えます。</p> <p>又、管理上限値を越えて後、コロケーションを申し込む事業者が複数存在した場合でも、配分上限値を一律に定めるのではなく、事業者の申し込み量による比例配分が必要です。</p>	<p>各リソースの管理基準値及び配分上限値については、市場に参入している事業者数、管理基準値として設定されているリソースの量によりどの程度の期間の需要に応じることができるかということ、工事の最少単位を勘案して設定されているものと考えられる。</p> <p>MDFとスペース・電力とで値がアンバランスであることについて、MDFについては、DSL事業者のみが利用する一方、スペース及び電力については、ダークファイバや専用線等を利用する事業者が、ルータ、メディアコンバーター等の設備を設置することを考慮したものである。</p> <p>また、管理基準値を下回った時点において、当該ビルでコロケーションを行う事業者が1社のみであった場合に上限を設定しない、申込み量に応じて比例配分するという事は、管理基準値を下回った後に新たに事業者が参入することもあることから、適当ではない。</p> <p>管理上限値をビルの収容加入者数により3段階に分けて設定すべきであるとする意見について、市場に参入している事業者数からすると、管理上限値を下回ったビルにおいても、現状、一定期間の需要に応じることができることとみられることから、申請案は、過剰なリソースの配分制限とならないよう留意しつつ、先般実施された、無償保留期間短縮と併せ、リソースの有効活用を図ることに資するものと考えられる。ただし、今後の運用実態を踏ま</p>

(B B T)

- 1) 「管理上限値」をビルの収容加入者数により3段階に分けて設定すべき
 - ・ 「管理上限値」は、NTTのビルの収容加入者数などの規模に応じて3段階にすべきと考えます。
 - ・ 具体的には、NTTのビルの収容加入数(=光の収容加入者数+メタルの収容加入者数)から、3万加入未満、3万加入以上7万加入未満、7万加入以上の3段階に分けるべきと考えます。
 - ・ また、加入者数が少ないビルでも、NTTのネットワークの中継拠点となっているビルについては、コロケーションの逼迫が予想されるため、7万加入以上と同等の扱いとすべきと考えます。
- 2) 加入者収容数の大きいビルにおける「管理上限値」について
 - ・ NTTビルのなかには加入者収容数の大きいビルでは10万加入を超える規模のビルがあります。このような大規模ビルに対して、「管理上限値」が18ラック、5,000端子、72kVAという絶対値は少なすぎるため運営上問題があると考えます。
 - ・ 具体的には、7万加入以上といった加入者収容数の大きいビルについては平均的なビルを想定した場合の「上限管理値」の倍の値とすべきと考えます。
- 3) 「管理上限値」と「配分上限値」のバランスについて
 - ・ 「管理上限値」と「配分上限値」を比較するとスペースと電力は9回分あるのに大して、MDFは5回分しか割当がありません。「管理上限値」と「配分上限値」のバランスは配分回数を統一すべきと考えます。具体的には、7万加入以上といった加入者収容数の大きいビルについては平均的なビルを想定した場合の「上限管理値」の倍の値とすべきと考えます。

(イー・アクセス)

え、管理基準値及び配分上限値の見直しを行うことについて、その必要性も含め、検討していく必要がある。

なお、個別のビルごとの状況により、リソースが枯渇し、配分が受けられなくなるビルが生じた場合には、NTT東西において、協議を申し入れることがある旨は、既に昨年12月の接続約款変更により、規定が盛り込まれているところである。

接続事業者側では、管理基準量として上記の数値を設定するに至った根拠が不明ですので、NTT東西地域会社におかれましては、管理基準量を上記のように設定した算定根拠数値についてご説明いただくよう要望致します。

スペースの管理基準量を一律18架とするのではなく、18架を一つの基準とすると共に、大規模ビルに関しては管理基準量を18架よりも大きな架数で設定する内容に変更いただきたいと考えます。設定方法の具体案について、以下に一例を述べさせていただきます。

- 1) ある時点(平成14年4月末、等)における、NTT東西地域会社のコロケーションスペース提供可能ビル数を『A』とする
- 2) コロケーションスペース提供可能ビル毎における、提供可能空きスペースの全ビルでの合計架数を『B』とする
- 3) 今回設定されている管理基準量(18架)にコロケーション可能ビル数『A』をかけ、提供可能空きスペース合計架数『B』との比率『C』を求める($18 \times A \div B = C$)
- 4) 各コロケーション可能ビルの提供可能空きスペース架数に『C』をかけることにより、各ビル毎に新たな架数『D』を求める
- 5) 18架と『D』架を比較し、数値の大きな方を管理基準量とする

(KDDI)

意見3 上限設定のルールはNTT東西にも適用すべきである。
(BBT、イー・アクセス)

考え方3

上限の設定が接続事業者だけに課せられていることは、接続事業者とNTT東西の公平性が確保されておらず問題があります。割り当て数の上限設定のルールは、NTT東西に対しても接続事業者と同様に適用される必

接続約款10条の3第8項において、NTT東西がDSLAM及びスプリッタを設置する場合も接続事業者と同等の手續を要する旨規定されており、当然、NTT東西に対しても上限のルールは適用される。

<p>要があります。</p> <p style="text-align: right;">(B B T)</p> <p>コロケーション設備に関しては、NTT東西は接続約款に規定されたのと同様の手続を行っているか不明です。したがって、接続事業者がNTT東西と競合するサービスを行う場合は、NTT東西が自社で利用する手続についても接続約款と同等の手続をとることを担保すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	
--	--

情報開示

<p>意見4 情報開示の更新期間の更なる短縮化を行うべき。</p> <p style="text-align: right;">(J T , K D D I)</p>	<p>考え方4</p>
<p>管理上限値に達したビルの設備リソース増強計画が、いつの時点で明確になり、情報開示されるのか明示していただきたいと考えます。</p> <p>情報開示の更新方法について、1ヶ月毎の定期更新が実施されるとのことですが、更なる短縮化(例えば2週間毎)を要望します。1ヶ月毎に更新となる場合には、更新日を明示していただきたいと考えます。</p> <p>上限方式の適用対象となる情報については定期更新を待たずに速やかに更新されることは評価致しますが、当該情報に限らず、他情報についても変更が判明した時点での更新の実施を要望します。</p> <p>旧開示ランクと新開示ランクが混在する期間においては、Web上で明確に区別できるよう表示していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(J T)</p> <p>コロケーションスペース、MDF端子数、及び電力容量に関する空き情報について、1ヶ月毎に最新情報への更新を行う旨の規定が新たに追加され、更に、管理基準量の適用対象となる情報に関しては、定期更新を待たず速やかに更新を行う旨の規定が追記されております。</p> <p>NTT東西地域会社におかれましては、管理基準量の適用対象となるビルの情報だけでなく、すべてのビルに関する情報について1ヶ月</p>	<p>設備情報が日々変動するものであることから、更新の稼動に係る費用を勘案すると、更新周期を1ヶ月とすることが合理的であると考えられる。</p> <p>なお、更新日(随時の更新を含む)及び旧開示ランクと新開示ランクに関する注釈については、HP上に記載済みである。</p>

毎といった定期的な更新だけではなく、更新出来るものから可能な限り適宜情報の更新を行っていただくことを要望致します。

(KDDI)

意見5 さらに情報開示をすべき。
(イー・アクセス、BBT)

考え方5

・ビルの設備状況についてですが、特に電力については、十分に情報開示されていません。電力は、接続事業者が現地調査を行っても、明確に状況が把握できませんし、割当てをうける接続事業者とNTT東西との間では情報の非対称性が存在し、必ずしも公平性が担保されているかどうか確認することができません。よって、下記の情報は接続事業者の要望に応じて開示されるようルール化すべきと考えます。

- (1) 各ビル毎に装備されている最大電力容量
- (2) 最大電力容量のうち、事業者未使用の電力容量
- (3) 既に接続事業者から使用を請求されながらも未割当(未使用)である電力容量

・なお、これらのデータはNTT東西で当然ながら管理されている既存データであり、相互接続点調査を行うにあたって必要なデータです。このようなデータが開示されることにより、情報の透明性が高まり、接続における協議がより円滑に行われるものと考えます。

・特に、リソースがすでに不足しているビルや上限管理値をきったビルについては、さらなる情報開示をしていただけますよう強く要望いたします。

(イー・アクセス)

NTT東西が開示する情報として、現在開示されている情報に加え、受電設備及び発電設備に係る空き電力量に関する項目を追加するだけでは、不十分です。

NTT東西の保有するリソースの利用状況および空き状況を明確にするために、スペース、MDF及び電力について、NTT東西が保有する全リソースの量、NTT東西が確保している量(利用中と未利用の区別を含む)、及び

スペース、MDF及び電力の空き情報は、1か月周期で更新されている。提供される情報は、空いているリソースを一定のランクに分けて開示されており、さらに、管理基準値を下回ったという情報については、速やかに提供される。これに加えて、さらに別の項目や空きリソースの実数といった情報をあらかじめすべて開示することは、費用対効果の観点から、必要でないと考える。

ただし、電力に係る情報のうち、1)各ビル毎の最大電力容量、2)最大電力容量のうち、未使用の電力容量、及び3)保留されているが未割当(未使用)である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、4)未使用量及び5)保留されているが未使用である量については個別事業者の要望がある場合には、情報開示をすることについて、検討する必要がある。

保有しているリソースの量に関する情報をNTT東西、それ以外の事業者の別に開示することについては、事業計画に関する情報であることから、これをルールとして開示することは適当でないと考えられる。

他事業者のコロケーション用として確保している量をそれぞれ、開示する必要があります。

(BBT)

その他

意見6 リソース増強計画の判断基準を開示するとともに、公平性の担保及びリスク負担について協議の場を設けるべき。

(イー・アクセス、KDDI、BBT)

考え方6

接続約款第10条の3第5項では、「当社の受発電設備の更改計画に基づき利用可能となることが見込まれるもの」とあり、NTT東西が受発電設備を更改するきっかけとしては、NTT東西の需要ベースでしか行わないという意味です。

接続事業者の要望に応じても設備を増強するのであれば、その増強計画の判断についてどういった場合に増強するのかを開示していただき、そのうえで、公平性の担保とリスク負担について協議する場を設けていただけよう強く要望いたします。

・平成13年12月27日に総務省より「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関して講ずべき措置について」がNTT東西に対して発出されたところですが、今回の接続約款変更案では上限規制と情報開示のみしか盛りこまれておらず、その他の項目についても早急に検討していただき、現在のコロケーション不足の状況を改善していただけますよう強く要望いたします。

・具体的には、「キャンセルの場合のペナルティ」「申込みのキャンセルがなされた場合に、当該投資のリスクを誰が負担するか」「他事業者の保留分見直し等により生じたリソースの配分方法」の検討項目があります。

1) 「コロケーションのルール改善に向けた勧告」

・平成14年2月26日に電気通信紛争処理委員会より総務省に対して「コロケーションのルール改善に向けた勧告」について発出されたところです。

紛争処理委員会では多発するコロケーション問題の未然防止のために、「コロケーションについて接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、電気通信事業法の予定する公益性に一層即した方法により希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置を講じること」と、「サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊

どのような場合に受発電設備を更改するのかは、総基料第492号(申込みに対応してNTT東西が設備投資を行った後に、申込みのキャンセルがなされた場合に、当該投資のリスクを誰が負担するかについて検討すること)を受けて、現在、NTT東西において検討中である。

また、本変更案においては、管理上限値を下回ったビルにおいて、追加申込みを行う場合には、リソース未竣工分が配分上限値以下であること、さらにMDFについては、既に確保しているMDFの利用率が50%を超えていることを条件としている。これは、サービス利用申込者への対応の必要性等からみた利用の緊急性も優先度として考慮するとの電気通信事業紛争処理委員会からの勧告の趣旨にかなったものと考えられる。

リソースの配分可能な量は、各リソースごとにさまざまであり、調査回答においては、提供可能分をリソースごとに配分している。これにより、接続事業者は、割り当てられたリソースを使用するか否かの選択が可能となるものである。

NTT東西における利用計画のない設備の撤去等については、平成12年9月及び

急性も優先」することを強調しています。

- ・ 今回の接続約款では残念ながら全く考慮されていない、このような緊急性に対応するルールが早急に必要なであり、すでにリソースがなくなったビルについてこそ緊急に対応していただけるよう接続約款化を強く要望いたします。

「コロケーションのルールの改善に向けた勧告」
(平成14年2月26日総務省報道資料より)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020226_3.html

2) 各設備における緊急対応の具体案について

- ・ NTT東西のユニバーサルサービス用に確保している分や、他接続事業者がすでに相互接続点設置申込みにより確保している分かつ、現在利用していない設備については、利用の緊急性を優先して暫定的に利用可能となるよう対応していただけるよう要望いたします。
- ・ なお、利用の緊急性の判断は、今回の接続約款案と同様とするのがよいと考えます。
「申込時に既に確保しているリソースの未竣工分が配分上限値以下であること」
「MDFは当該申込み事業者が既に確保しているリソースの利用率が50%を超えていること」

(イー・アクセス)

現状見受けられる問題として、「コロケーションの空きスペースはあっても電力の提供が出来ない」、あるいは、「電力の提供は可能だが空きスペースがない」といった事例があります。このような事例は、NTT東西地域会社の有限なリソースを有効活用する観点からは避けられるべきものと考えますので、NTT東西地域会社におかれましては、両者のバランスを考慮した設備増設計画を行っていただき、有限リソースの効率的な提供を可能としていただくよう要望致します。

(KDDI)

リソース不足の根本的対策として、NTT東西が利用計画のない電気通信設備を迅速に撤去すること、及び設備の拡充を行うことにより、リソースを確保することが重要です。これらについては、NTT東西の自主性に任せるだけでは不十分です。NTT東西に情報の開示を求め、リソースの確保が適切に実施されていることを客観的に評価することが必要であると考えます。

(BBT)

昨年12月、総務省から行政指導が行われているところである。